

「地域包括ケア病床」のご案内

当院では、地域の皆様のニーズにお応えし、地域医療・介護を支えるために、現在の障害者等一般病棟（50床）の入院機能に加え、令和元年8月1日に「地域包括ケア病床」（10床）のスタートの運びとなりました。

地域包括ケア病床とは？

急性期の病院で病気やけがの治療は終了したものの、すぐにご自宅や施設等へ帰るには不安のある患者さま、あるいは、在宅又は介護施設等で短期の入院治療が必要になった患者さまに、しばらくの間入院療養を継続しながら「在宅復帰に向けた準備を整える」ための病床です。

病床は、【・105号室（2床）・203号室（3床）・208号室（1床）・210号室（1床）・301号室（3床）】です。「在宅復帰支援計画」を作成し、主治医をはじめ、看護師、リハビリスタッフや在宅復帰支援担当者等が協力し、患者さまやご家族の意向を確認しながら、在宅復帰に向けた相談・準備等を行います。状態に応じて入院期間は調整しますが、基本的に入院期間は60日を限度とさせて頂いております。

受け入れ対象となるのは？

在宅あるいは介護施設等に復帰予定で、入院治療により症状が改善・安定した後、もう少しリハビリや在宅復帰に向けた準備が必要な方です。

※障害者等一般病棟からの転室については、病棟責任者が、主治医の許可を得て行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

入院費については？

入院費は、リハビリテーション料・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・画像診断料などの費用が含まれています。

（但し、手術・麻薬・食事代等は、保険請求内で別途料金がかかります）

月の医療費の負担上限が定められている方（後期高齢者等）は、一般病床の入院の場合と負担上限は変わりません。

※病状の悪化等で、主治医が判断した場合は、一般病床にお部屋を変更していただく場合があります。

※ご不明な点がございましたら、病院スタッフまでお申し出ください。